

### 第3章 バタム島における開発・地方行政制度

この章では、前章で見たバタム島における開発を、推進するための制度について詳述する。

これまで、バタム島の開発を推進する制度をつくりあげるため、次の表16のような大統領令・政令が発令されてきた。

表16 バタム島開発に関連する主要法令

法令名	主な内容
大統領令1970年第65号	バタム島を国営石油会社プルタミナの補給管理拠点として開発する
大統領令1971年第74号	バタム島を産業開発地域として開発する
大統領令1973年第41号	バタム島産業地域開発庁を設立、バタム島内全域を同庁により開発される産業地域とする
大統領令1974年第33号	バタム島産業地域内のバツーアンパル、スクパン及びカビールを保税区域とする
内務省令1977年第43号	バタム島の運営と土地利用について定める
大統領令1978年第41号	バタム島工業地域全体を保税区域とする
政令1983年第34号	バタム行政区を設立する
大統領令1984年第7号	バタム行政区とバタム島産業地域開発庁の共同関係を定める
大統領令1984年第56号	バタム島産業地域と保税地域を、ルンパン島、ガラン島を含む地域に拡大する

出所：バタム島産業地域開発庁「BARELANG」1998年3月

このなかで、特に重要であるのは、表中太字で示した大統領令1973年第41号と政令1983年第34号である。すなわち、バタム島を開発する制度の特色としては、次の2つの点をあげることができる。

- 1 開発庁により、政府主導の強力な開発施策が行なわれていること
- 2 県と同格でありながら、自治体としての資格を持たない特別な行政区（Kotamadya）による行政が行われていること

そこで、この章では、バタム島における開発・地方行政制度として、開発庁、地方行政組織を見ていくことにする。

## 第1節 バタム島産業地域開発庁

### 1 法的根拠

開発庁は1973年大統領令第41号により設立された。同大統領令第4条によると、開発庁の任務は次の5つの項目があげられている。

- (1) 産業地域としてのバタム島開発の振興及び指導
- (2) バタム島における船舶貨物集散の振興及び指導
- (3) 必要とされる組織・機関等の企画
- (4) 企業から提出された申請書の受理及び審査
- (5) バタム島において事業を建設し実行するのに必要な職務の許認可サービスの実施が規定どおり円滑に行われるよう保証し、企業の投資を促進すること

### 2 組織及び職員

#### (1) 組織の概要

開発庁は、大統領直属の政府機関であり、省以外の政府機関（Lembaga Pemerintah Non Departemen）に位置づけられる。主たる事務所はバタム島の中心地区と位置づけられたバタムセンター地区に置かれ、長官の元に3人の次官が置かれている。この本部のほか、バタム島内に空港、港湾、病院等の施設を有するほか、ジャカルタにも代表事務所を設置している（図5、表17）。

図5 バタム島産業地域開発庁組織図

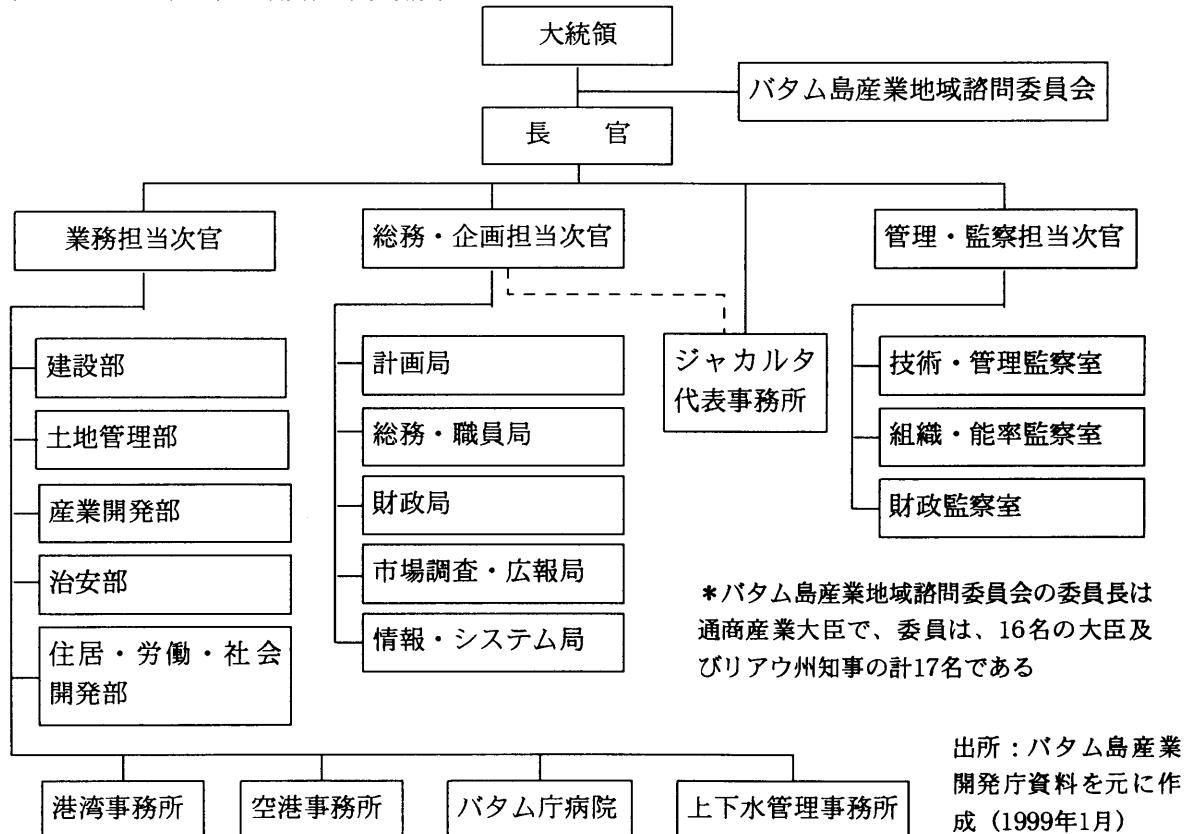


表17 バタム島産業地域開発庁組織詳細表

●業務担当次官

建設部長(技)	
建築課(技)	建築係(技)、建設構造係(技)、機会・電気係(工)
道路港湾課(技)	道路・橋梁建築係(科)、空港建設係(工)、品質検査課
施設課(技)	上下水道係(技)、電気・ガス・通信網係(技)
水開発課(技)	ダム・貯水池係、港湾課(技)
土地管理部長(技,科修)	
土地課(技,科修)	土地準備係(経)、土地管理係(事)
土地配分課(技)	土地配分係(技)、造成係(技)
文書課(技)	土地文書係(技)、建築確認係(技)、データ計算係
土地権利課(法)	証明書係(事)、土地権利書係(法)
産業開発部長(技)	
投資課(法)	内国投資係(事)、外国投資係
通商産業課(事)	産業係(技)、内国商業係(科)、外国商業係(経)
観光課(事)	観光施設・観光地係(科)、観光・芸術・文化事業係(科)
農林業課(技)	農林業係(事)、検疫係(獣)
小企業・協同組合開発課(技)	小企業開発課(事)、協同組合開発課(事)
治安部長(大佐)	
公安課(中佐)	東バタム係(大尉)、西バタム係(大尉)、ルパン・ガラン係(大尉)
施設・資産保安課	施設保安係(少佐)、森林・鉱物保安係、建物、資産保安係(少佐)
消防防災課(事)	消防係(中尉)、労働安全予防係
住民建設課	食糧課、指揮・調査係(事)
住居・労働・社会開発部長(技)	
住居供給課(技)	住居供給係(當)、住宅建設・移住課(技)、施設課(工)
公園・景観課(事)	都市公園係(技)、緑化係(技)、広告規制係(事)
労働・社会開発課(技)	労働生産性係(技)、労働健康係(医)、住民団体係(事)
港湾事務所長(事)	
管理・歳入課(事)	港湾係(経)、港湾長係(大尉)、営業係(事)
空港事務所長	
管理・歳入課(事)	運営係、空港運営係(経)、営業係(技)、気象係(中佐)
バタム庁病院長(医)	
管理・歳入課(事)	医療係(医)、医療委員会(医)、設備係(医)
上下水道管理事務所長(技)	
管理・歳入課(事)	生産係(技)、技術係(技)

## ●総務・計画担当次官

### 計画局長(技)

総合計画課(技)	地域開発係(技)、地図作成係(技)、事業調整係(技)
都市・施設利用計画課(技)	土地利用係(技)、建設係(技)、施設係(技)
交通計画課(技)	陸上交通係(技)、海上交通係(技)、航空交通係(技)
周辺計画課(技)	生活係(技)、社会・住居係、公園計画係(技)

### 総務・職員局長(技)

秘書課(事)	総務係、記録・文書係(事)、業務担当次官秘書(経)、総務・企画担当次官秘書(事)、管理・監察担当次官秘書(事)
職員課(技)	職員計画係(事)、職員促進係(事)、職員建設係
総務・装備課(技)	総務係、装備・備品係、建物保守係(技)
協働・法務課(法)	行政協働課(法)、法務支援課(法)、法令課(法)

### 財政局長(経)

予算課(事)	予算計画係、経常予算監視・評価係(事)、開発予算監視・評価係(事)、収入計画係(事)
出納・資産管理課(経)	経常経費係(科)、開発経費係、収入・債権係(事)、国家資産管理係(事)
照合・記帳課	経常・開発経費照合係(事)、収入照合係(事)、記帳係

### 市場調査・広報局長(事)

市場調査課	市場調査計画係、市場調査施設係、宣伝・出版係(科修)
公報・プロトコル課(事)	公報係(技)、プロトコル係

### データ・システム局長

データ加工・公開課(技)	地理データ加工係、一般データ加工係(事)、データ準備・公開係(経)
情報システム・システム開発課(技)	情報システム管理係、地理情報システム係(技)、情報システム開発係(技)、装置開発係

### ジャカルタ代表事務所長(科修)

総務課(技)	総務係(事)、職員係(事)、施設係(事)、経理係
調整・宣伝課(技)	調整係(事)、プロトコル係(事)、公報・宣伝係(経)

## ●管理・監察担当次官

技術・建設担当監察課長(技)	補佐官4名
組織・職員労働担当監察課長(技)	補佐官4名
財政担当監察課長(事)	補佐官3名

\*役職の後に記載した次の略号は、1999年時点で当該職にあるもののうち、肩書きがわかっているものを示したものである：(技)…Ir=工学系大学卒業者、(事)…Drs,Dra=文科系大学卒業者、(法)…SH=法学士、(経)…SE=経済学士、(営)…BBA=経営学士、(工)…BE=工学士、(科)…BSc=理科系学士、(科修)…MSc=理科系修士、(医)…Dr=医師、(獣)…Drh=獣医師

出所：バタム島産業開発庁資料を元に作成（1999年1月）

現在の長官は5代目に当たるイスメス・アブドゥラ氏である。同氏の前職は、国の輸出に関するデータベースを管理している機関である国家輸出開発機構の理事長で、バンカーとしての経歴を有している。

開発庁のこれまでの約30年の歴史の中で、最も重要な人物は、B.J.ハビビ氏（Prof. Dr. B. J. Habibie）である。有能な技術者としてドイツのメッサーシュミット社で技術部長の要職にあった彼は、スハルト大統領に請われて、国営石油会社ブルタミナの総裁補佐官、先端技術・航空工学担当大統領補佐官として、技術関連開発プロジェクトを担当するためにインドネシアに帰国した。その後、ブルタミナの経営危機もあって彼のプロジェクトはブルタミナから切り離されることになり、1978年に彼が研究技術担当国務大臣に任命されると、ほかのいくつかの職とともに開発庁の長官として任命された。彼は20年にわたって長官を務め、今日の開発庁をつくりあげた人物といえる。彼は長官に在任中はジャカルタに住んでいながら、月に一度バタム島にやって来て直接指揮に当たったと言われている。

#### （参考）開発庁の歴代長官と位置づけ

期 間	長官名	開発庁による位置づけ
1971-76	Dr. Ibnu Sutowo	準備期
1976-78	Prof. Dr. J.B. Sumarlin	地ならし期
1978-98	Prof. Dr. B.J.Habibie	インフラ整備及び資本投資期
1998年3月-7月	J.E.Habibie	インフラ整備及び資本投資継続期
1998年7月-現在	Ismeth Abdullah	社会開発により重点を置いたインフラ整備及び資本投資継続期

出所：バタム島産業地域開発庁「BARELANG」1998年3月

## （2）職員

開発庁の職員数は、バタム島に勤務するものが約1,500名、ジャカルタの事務所に勤務するものが約70名である。バタム島に勤務する職員のうち、約500名が治安関係の職務に就いている。バタム行政区には一般の警察組織が存在するが、開発庁もバタム島産業地域全体を対象として、施設、資産の保全やこれに関連する治安の維持を行っているため、これだけの人数が必要である。また、病院に勤務するものも約300名おり、残りが本部・空港・港湾等に勤務する職員となっている。

開発庁に勤務する職員は、通常の行政機関と同様公務員の身分を有する。長官は、州政府の官房長と同じ格付けであり、管轄する地域の地理的範囲に比較するとかなり高い格付けがなされている。ちなみに、この格付けを持つものは、各州に州政府官房長1名しかいないのが普通である。3人の次官もバタム行政区の区長より上位に置かれ、その下位の各部・局長がそれぞれバタム行政区の区長と同じ位置づけとされている。また、開発庁の治安部長は現在国軍からの出向者であるが、その格付け（大佐）は、同じく国軍からの出向者であるバタム行政区の警察署長の格付け（中佐）よりも上位である。

開発庁の職務は、関係省庁の業務と密接に関連しているため、関係省からの職員も勤務し

ている。現在は、産業開発部の投資課長、通商産業課長、観光課長が、それぞれ投資調整庁、通商産業庁、観光・芸術文化省から出向してきている。

(参考) 開発庁と地方行政組織との職員格付けの比較

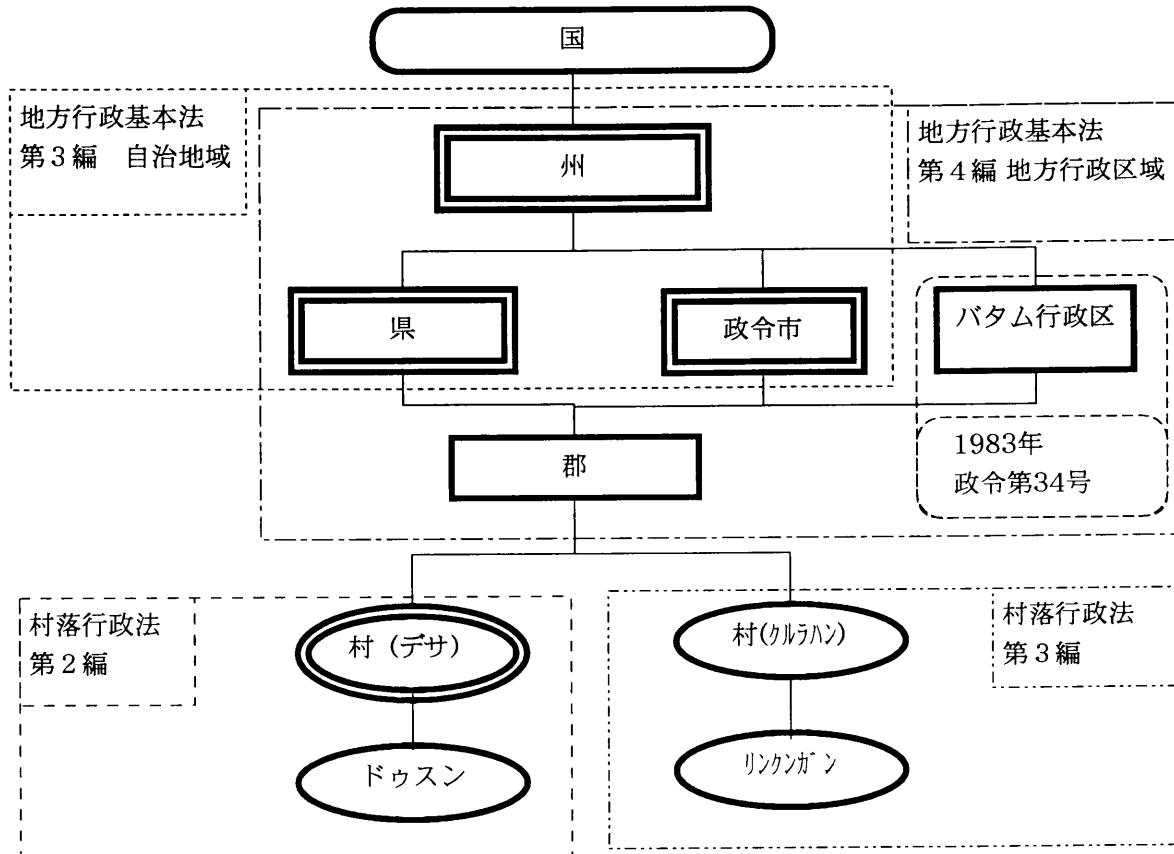
格付け	開発庁	地方行政組織
特別職相当		リアウ州知事
I a	長官	リアウ州官房長官
I b	次官	
II a	部長・局長	バタム行政区長
II b		

## 第2節 地方行政制度の概要

### 1 インドネシアにおける地方行政組織の概要

インドネシアにおける地方行政組織と関係法令の概要は、図6の通りである。

図6 インドネシアにおける地方行政組織と根拠法の概要



### 2 自治地域と地方行政区域

図6にもあるように、インドネシアの地方行政組織（村落行政を除く）は、自治地域（Daerah Otonom）と地方行政区域（Wilayah Administratif）に分けることができる。これは、地方行政基本法（法律1974年第5号）の1条に定義づけられており、その内容は同法第3編及び第4編において規定されている<sup>17)</sup>。

自治地域は、直接選挙により構成される地方議会を持ち、首長はこの議会での選挙を経て選任され、独自の予算を有する。一方、地方行政区域には議会がなく、首長は上位機関により任命され、独自の予算を持たない。また、自治地域は、分権化により、法律により権限を委譲さ

<sup>17)</sup> インドネシアの地方行政制度の詳細については、"CLAIR REPORT No. 157 インドネシアの地方行政"を参照されたい

れた地域独自の行政サービスを実施するが、地方行政区域は権限の非集中化により、中央政府の行政を地方において実施する機関である。

#### (参考) インドネシアにおける地方自治事務

これまで分権化として地方政府に移管された事務には、自治体により多少の違いがあるが、次のようなものがある。<sup>18)</sup>

- a. 農業（1951年政令第47号）：たね及び農機具の供給等
- b. 畜産（1951年政令第48号）：畜産物市場、屠殺場、家畜健康サービス、専門家の育成等
- c. 家屋（1958年政令第6号）：政府機関・準政府機関・非政府機関に対する家屋の提供、物品の加工、自動車の保管、動物の管理のための場所の提供
- d. 漁業（1951年政令第49号）：薬の供給を含む魚の病気の予防と撲滅、漁業技術に関するサービスの提供、漁民コミュニティーの開発、漁業流通の管理等
- d. 教育文化（1951年政令第65号）：生徒の選抜、財政、管理、備品、土地建物、教師を含む職員の雇用、検査、図書館を含む小学校教育の提供
- e. 社会開発（1958年政令第5号）：ホームレスに対する家の提供、孤児の引き受け斡旋、地域的災害の被災者救済、これらのサービスを提供する民間・非政府組織の調整
- f. 労働（1958年政令第14号）：労働者・失業者への福祉サービスの提供
- g. プランテーション（1975年政令第22号）：大規模プランテーションの技術及び生産の指導と監視、投資の促進、土地利用の管理
- h. 公行政（1963年政令第8号）：住民の基礎的需要に対する供給における政府の補助
- i. 国家プロジェクトと国営企業（1964年政令第7号）：国営企業は、地方公営企業として移管できる
- j. 林業（1957年政令第64号）：林業製品の販売、流通、森林保全
- k. 零細企業（1962年政令第23号）：零細産業の振興
- l. 個人事業ゴム園：個人事業ゴム園の開発と指導
- m. 観光（1979年政令第24号）：観光資源、ツアーガイド、旅館、ユースホステル、キャンプ場、レストラン、バー、観光地、リクリエーション地の提供と管理及び観光の振興
- n. 保険（1987年政令第7号）：母子家庭の福祉、家族計画、栄養、公衆衛生、負傷者の手当、学校保健、歯科衛生、医療支援、リハビリテーション、医薬品及び医療器具の提供
- o. 公共事業（1953年法律第18号、1987年法律第14号）(1) 国の水資源に関する責務の一部(2) 国の道路及び高速道路に関する責務の一部 (3) 場所確保等の国の移住に関する責務の一部
- p. 運輸・交通（1990年法律第22号）：速度制限、駐車場、交通標識、ターミナル及び停留所、横断歩道、公共・地方交通料金、公共交通機関の経路、民間運輸会社の営業許可等

### 3 村落行政

村落行政は、村落行政法によって、デサとクルラハンによって実施されると定められている。デサは、住民の直接選挙による首長と、議会、独自の予算を持っており、伝統的な共同体の民主主義が存在している地方自治体である。一方のクルラハンは、政令市の中の行政区域ないし郡の一部に過ぎず、自治権は有していない。<sup>19)</sup>

### 4 バタム島における地方行政組織の概要

現在、バタム島の地方行政は、一つの行政区「バタム行政区」（Kotamadya Batam）により行われている。この行政区は、自治体としての機能は持たず、地方議会を持たない地方行政区に

<sup>18)</sup> Sussongko Suhardjo "Indonesia : A Country Study on Local Governments Laws and Regulations"

<sup>19)</sup> 森田朗編「アジアの地方制度」東京大学出版会1998年 p176

とどまる。しかしながら、通常の地方行政区が、上位の県・政令市の範囲内にあり、その長は県知事又は政令市長に責任を負う（1974年法律第5号第78条）のに対し、バタム行政区の長は、州知事に責任を負う。この、県・政令市と同格であると位置づけられた行政区は、全国で1つだけである<sup>20)</sup>。

バタム行政区の下には、3つの郡があり、その下には合計19の村落(Desa及びKelurahan)がある。

なお、現在、リアウ州内には、バタム行政区の他に5つの県と1つの政令市がある。

表18 リアウ州内における各県・政令市の概要

名 称	面積(km <sup>2</sup> )	人 口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
インドラギリ・フル県	12,538	443,277	35
インドラギリ・イリル県	12,325	509,644	41
リアウ諸島県	7,487	477,725	63
カンバル県	30,377	673,246	22
ブンカリス県	30,577	1,079,737	35
パカンバル市	632	552,046	873
バタム行政区	612	164,859	269
リアウ州 計	94,561 <sup>(注)</sup>	3,900,534	41
全インドネシア	1,919,317	194,754,808	101

<sup>(注)</sup>原典のまま

Riau Dalam Angka 1995,  
1995年中間人口調査をもとに作成

<sup>20)</sup> 5つあるジャカルタ特定特別州内の行政区を除く。

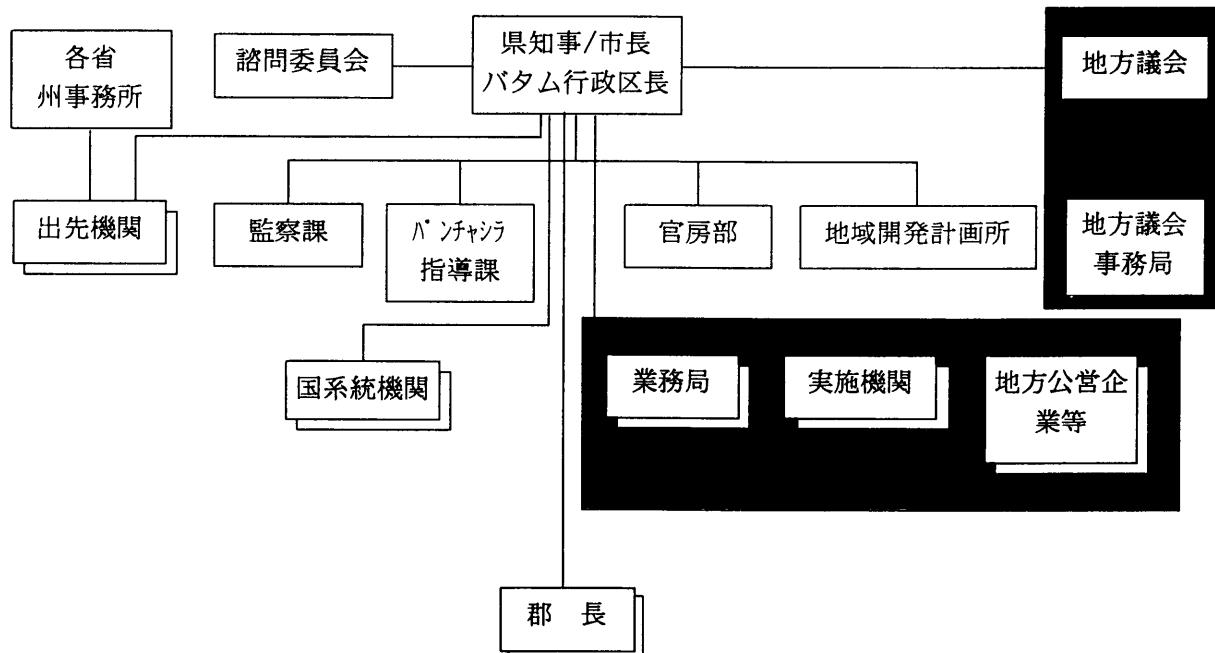
### 第3節 バタム行政区

#### 1 組織

バタム行政区は、行政区長(Walikotamadya)を長とする行政組織で、行政区長は官房長(Sekwilda)の補佐を受ける。通常の県・政令市においては、地方議会が設置されるが、バタム行政区には地方議会が存在しない。

バタム行政区の組織は、リアウ州にバタム行政区を設置することに関する大統領令1983年第34号（以下バタム行政区設置令と呼ぶ）で定められている。この大統領令では、まず第1条において、通常は政令市の意味に用いられる"Kotamadya"の定義を地方行政基本法第4編における行政区域の意味に限定して定めたうえで、第2条においてリアウ諸島県からバタム郡を切り離し、第3条でバタム郡を消滅させ、第4条においてもバタム郡であった地域にバタム行政区(Kotamadya)の設置を定めている。それゆえ、通常は第2レベル自治地域<sup>21)</sup>であるという意味を含めて「政令市」と訳されるKotamadyaという組織でありながら、政令市と違って自治地域でないため、本稿では"Kotamadya Batam"を「バタム行政区」と訳している。

図7 第2レベル自治地域とバタム行政区の組織比較図



\*図中 [ ] で囲んだ部分が、通常の第2レベル地域にあって、バタム行政区にはない機関

\*パンチャシラとは、インドネシア共和国の基礎として位置づけられる5原則（①唯一神への信仰②人道主義③インドネシアの団結④民主主義⑤全体のための社会正義）である。スハルト体制下においては特にこれが重要視され、国民各層に浸透させる努力がなされた。

\*国系統機関とは、村落開発事務所、社会 政治事務所、税関等であり、実施機関とは州立病院等、地方公営企業とは地方開発銀行等である

出 所 : Landasan dan Pedoman Kerja Administrasi  
Pemerintah Daerah, Kota dan Desaを元に作成

<sup>21)</sup> 第2レベル自治地域とは、県及び政令市レベルの自治地域のことをいう。第1レベル自治地域とは、州レベルの自治地域であり、地方行政基本法ではこの2つのレベルのみを自治地域と定め、それ以下の組織は地方行政組織と定めている(図6参照)。

図7は、通常の第2レベル自治地域とバタム行政区を比較したものである。この図にも示してある通り、バタム行政区は、前述のような方法で設置された行政区であるので、地方行政基本法で自治地域の機関として定められている地方議会と業務局も置かれていません。

業務局、実施機関、地方公営企業は、バタム行政区においては、州の機関の支所等が業務を行っている。従って、区長はこれらの機関に直接命令することができず、あくまで調整という形でこれらの機関の業務に関与することとなる。

現在の行政区長は、2代目となるアジズ（Drs. R. A. Aziz）氏（1988-現在）で、公務員としてリアウ州内の各行政機関に長年勤務した経歴を持つ。インドネシアでは、国軍の構成員が地方行政機関の長となる例が多いが、バタム行政区では初代区長ウスマン・ドラマン（Ihr. R. Usman Draman）氏（1983-1988）も州の公務員で、現在まで国軍出身の区長はない。なお、行政区内部No.2のポストである官房部長については、現在の官房部長ブンサブリ（1Drs. H. Bengsabli）氏がすでに5代目となっている。

## 2 職員

### (1) 3つの雇用形態

行政区で働く職員は、国からの出向勤務職員、支援勤務職員、本来の行政区職員の3つのグループに分けることができる。本来の行政区職員も、法律上の身分は内務省雇用の国家公務員である<sup>22)</sup>。この職員は行政区で採用されるものの、採用に当たっては政府の人事院の承認が必要である。この理由は、給与は国からの経常歳出補助金により支出されているためである<sup>23)</sup>。

### (2) 採用

前項にあるように、行政区の職員も国家公務員であるが、インドネシアでは、我が国の国家公務員試験のような統一的試験による国家公務員の採用制度はとられていない。公務員の採用は、基本的に、「任命権者」たる各種政府機関の裁量に委ねられている<sup>24)</sup>。バタム行政区では、年に2回、4月と10月に採用試験を行っており、採用になる職種・人数は採用時により異なる。採用試験は、スクパンの試験会場で行われ、内務省から試験官が来て立ち会うことである。

### (3) 職員数

バタム行政区の主要機関に勤務する公務員数は、次の表19のとおりである。ただし、この表においては開発庁の職員、教員、警官等は含まれていない。表中、（DINAS）とあるのは、州の業務局の各機関の出先機関（Cabang Dinas 又はSuku Dinas）であることを表している。この中で、特に保健部門の職員数が多いのは、州立病院の職員が含まれていることによる。

<sup>22)</sup> アジア経済研究所（萩原宜之、村嶋英治編）『ASEAN諸国の政治体制』p45

<sup>23)</sup> Sussongko Suhardjo "INDONESIA:A Country Study of Local Governments Laws and Regulations" P.33

<sup>24)</sup> 岩崎育夫・萩原宜之編「ASEAN諸国の官僚制」アジア経済研究所1996年

表19 バタム行政区における形態別/部門別公務員数

部 門	出向勤務職員	支援勤務職員	行政区職員	計
	Dipekerjakan	Diperbantukan	Otonom	
官房部	26	81	107	
地域開発計画所	5	16	21	
パンチャシラ指導課	3	8	11	
監察課	3	11	14	
村落開発事務所	3	6	9	
社会・政治事務所	1	4	17	22
住民登録所	5	9	14	
食料事務所	2	3	5	
地域歳入 (Dinas)	3	22	25	
公共事業 (Dinas)	6	32	38	
教育文化 (Dinas)	4	6	10	
漁業 (Dinas)		12	12	
観光 (Dinas)	1	7	7	
保健 (Dinas)	39	109	148	
衛生 (Dinas)		3	3	
幹線道路交通 (Dinas)	3	9	12	
民間防衛隊	2	2	5	
計	2	108	353	463

\* 表中 (Dinas)と表示してあるものは、州の業務局の出先機関である

出所：Batam Dalam Angka 1996

### 3 財政

県・政令市レベルに重点を置いた地方自治推進の基礎を財政面から強化するため、1997年に地方税法等の全面改正がおこなわれた。

現時点では、法律は施行されているものの、導入直後のためにまだ新制度下での決算統計資料等は作成されていないため、改正前の財政についてのデータを利用しながら、改正後の制度についても併せて紹介する。

#### (1) 歳入

地方行政基本法第55条の規程によると、州、県・政令市における歳入は、次の通りとされている。

##### 1 地方政府本来の収入

(1)地方税収入 (2)使用料・手数料等 (3)地方公営企業収入 (4)その他の合法的な地方

## 収入

### 2 政府からの補助金収入

(1)政府補助金 (2)法令により定められるその他の補助金

### 3 その他の合法的な収入

各自治地域の財政状況を把握できる資料としては、毎年中央統計局から、県・政令市レベル自治地域の財政についての決算報告書が出版されている。通常、全部の県・政令市が記載されているが、既に紹介した通り、バタム行政区は自治地域ではないため独自の予算が存在せず、この報告書には記載がない。そこで、バタム行政区独自の資料による収入内訳と、リアウ州内のバタム島を除く県・政令市及びリアウ州の決算報告を比較したのが次の表である。

**表20 バタム行政区、その他のリアウ州内の県・政令市及び  
リアウ州の1996年度歳入内訳**

単位：千ルピア

収入項目	バタム行政区内で収入された地方収入	リアウ州内県市税計 (除バタム行政区)	リアウ州 (バタム行政区内で収入された地方収入含む)
前年度余剰金	-	13,267,975( 3.2%)	50,658,728(16.5%)
独自収入	① 20,008,605	② 20,623,005( 5.0%)	③ 106,352,412(34.6%)
地方税収入	19,034,245	6,309,118 ( 1.5%)	76,757,225(24.9%)
使用料・手数料	647,296	11,716,908 ( 2.8%)	22,454,057( 7.3%)
公営企業	-	495,859 ( 0.1%)	2,405,732( 0.8%)
業務局手数料	120,791	4,615,997 ( 1.1%)	802,117( 0.3%)
その他の収入	206,273	1,639,523 ( 0.4%)	3,933,281( 1.3%)
地方分配金	6,432,639	75,964,909(18.5%)	73,884,174(24.1%)
税分配金	5,449,544	65,000,958(15.8%)	54,877,434(17.9%)
非税分配金	983,095	10,963,951( 2.7%)	19,006,740( 6.2%)
補助金・交付金	-	295,362,278(71.8%)	76,192,711(24.8%)
補助金	-	156,486,329(38.0%)	24,921,749( 8.1%)
交付金	-	138,875,949(33.8%)	51,270,962(16.7%)
開発収入	-	6,282,561(1.5%)	-
地方債	-	6,282,561(1.5%)	-
公営企業債	-	-	-
計		411,500,728(100.0%)	307,088,025(100.0%)

出所 : Batam Dalam Angka 1996  
Statistik Keuangan Pemerintah Daerah Tingkat I 1996/1997  
Statistik Keuangan Pemerintah Daerah Tingkat II 1996/1997

この表から明らかなことは、リアウ州内の県・政令市の独自収入が全収入に占める割合は5%と著しく低いことである。同年度の全国平均は約14%となっている。また、リアウ州の独自収入の比率は34.6%であるが、全州の平均は34.4%であり、こちらは平均的な数値となっている。

バタム行政区における独自収入は、州の地域歳入課の出先機関によって、州の予算に計上される。従って、バタム行政区における歳入が州内の歳入に占める割合は、表において①÷(②+③)により求めることができ、計算すると15.8%となり、中でも地方税収入については、22.9%の高率となる。この値は、バタム島の人口が州の人口に占める割合が実質10%程度であることを考慮するとかなり高い数値であることがわかる。

## (2) 歳入の項目別紹介

### ① 地方税

#### ア. 地方税の概要

地方税については、地方行政基本法の第56条から第58条に定められている。

旧制度においては各州、県・政令市の税目の構成は、各自治地域の置かれた経済的状況等により異なっており、従来の地方税目は、州が16種類、県・政令市が44種類あるとも言っていた。新制度（法律1997年第18号）では、州が3、県・政令市が6に整理されている。新制度における州、県・政令市の税の種類は、次のとおりである<sup>25)</sup>。下の税目以外にも、自治地域独自の税目を起こすことができるが、98年11月時点では、これ以外の税目は導入されていない<sup>26)</sup>。

#### 州の税

- (ア) 自動車保有税
- (イ) 自動車名義移転税
- (ウ) 自動車燃料税（州が10%を収入した後、県・政令市に残りの90%を譲与する）

#### 県・政令市の税

- (ア) ホテル・レストラン税
- (イ) 娯楽税
- (ウ) 広告税
- (エ) 街灯税
- (オ) 鉱物採取加工税
- (カ) 水利用税

#### イ. バタム行政区における地方税収入

バタム行政区における地方税収入については、州の税、県・政令市の税のいずれもリアウ州の歳入課支所で収入されることになっている。税制改正前の資料には<sup>27)</sup>、自動車税、自動車名義移転税等の、通常州レベルで課されている税目と、広告税、興業税等の、通常県・政令市レベルで課されている項目が同時にあげられている。

<sup>25)</sup> Undan-Undang Republik Indonesia Nomor 18 Tahun 1997 Tentang Pajak Daerah dan Retribusi Daerah

<sup>26)</sup> 内務省地方自治局での聴き取り調査

<sup>27)</sup> Batam Dalam Angka 1996

## バタム行政区における地方税収入

(単位：千ルピア)

・自動車税	5,443,383
・自動車名義移転税	11,260,364
・開発税	1,916,561
・外国籍税	21,585
・魚捕獲許可税	1,060
・興業税	77,749
・広告税	27,898
・街路税	1,091
・水輸送装置税	-
・造船許可税	-
・滯納税	-
・罰金税	284,554

出所：Batam Dalam Angka 1996

## ② 使用料・手数料

バタム行政区における使用料・手数料（税以外の収入）のうち、本来リアウ州及びリアウ諸島県の収入であるものについては、リアウ州の収入になることとされた。しかし、開発に伴い得ることができたものについては、国の収入になることとされており（バタム行政区設置令第16条(3)）、このため、使用料・手数料収入は、地方税収入と比較しても額が少ないと考えられる。バタム行政区の1996年度決算報告を見ると、次のような項目があげられている。税額では、州の平均を上回る収入があったにもかかわらず、使用料・手数料では、非常に少ない収入となっていることが確認できる。

## バタム行政区における使用料・手数料

(単位：千ルピア)

・資源料	74,198
・車検料	28,859
・(Legest)	28,563
・建物建設許可料	77,164
・魚せり料	27,216
・診療所料	20,890
・自動車通行料	528
・非製造業事業所料	29,935
・地下水掘削料	1,608
・駐車場料	353,168
・ごみ料	4,167
・住居部屋数料	-
・(HO)	1,000

\*翻訳が困難なものについては、原文のまま示した

出所：Batam Dalam Angka 1996

### ③ 業務局手数料

業務局手数料とは、業務局によりあげられる収入で、地方税、使用料・手数料とならぬ収入を言う。通常、保健課、漁業課等で収入があげられている。バタム区における収入としては、幹線道路交通課の収入があげられている。

### ④ その他の収入

上記の項目に属さない収入で、通常地方権利販売収入、不要品売却収入等があげられる。バタム行政区における収入としては、住民登録証発行等による収入があげられている。

## (3) 歳出

バタム行政区の歳出は、次の2種類に分けて国及び州の予算で行われる（バタム行政区設置令第16条(1)）。

- ① 分権化の枠組みの中で行われる業務については、リアウ州予算
- ② 権限の非集中化の枠組みの中で行われる業務については、国家予算

## 4 業務

### (1) 分権化と権限の非集中化

インドネシアの地方行政制度は、分権化と権限の非集中化という、2つの考え方により構成されている。これについては、地方行政基本法第1条に、次のように定められている。

#### ① 分権化の考え方の下にある事務

定義： 上級地方政府から下級地方政府の地域サービスとなるような業務の移管が行われた事務。

業務内容： 個々の自治地域の行政能力等により個別に業務の移管が行われる。

#### ② 権限の非集中化の考え方の下にある事務

定義： 政府、行政区の長または政府の出先機関から地方政府職員に対する権限の委譲

業務内容： 一般行政（治安、法律、秩序、警察、調整、統制その他の政府サービスで、地域サービスに含まれないもの）

### (2) 行政区であることによる業務分担の特徴

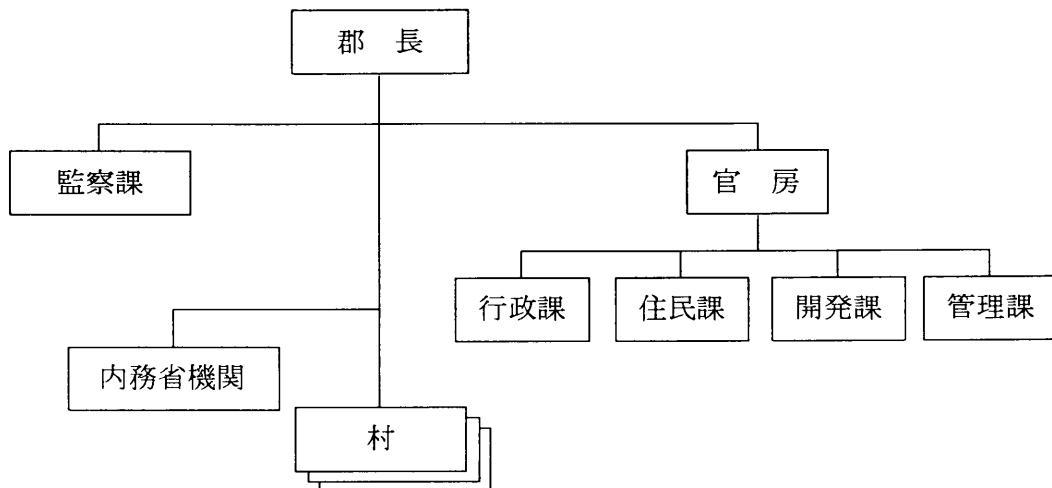
バタム島（及びジャカルタ特別特定州）以外の地域は、州と県/政令市という2層の自治地域により自治行政が行われている。しかしながら、バタム島においては、自治地域としては州が存在するだけである。このため、通常では州と県/政令市の業務分担により行われている自治行政が、ここでは専ら州により行われることになる。このため、州は、バタム島内の自治行政を行うため、バタム行政区に自治出先機関を置いている（バタム行政区設置令第13条）。従って、バタム行政区では、直接的には権限の非集中化の考え方の下にある事務のみを行っている。

## 5 郡

### (1) 組織

バタム行政区には、3つの郡があり、近く12とされる予定である（表23参照）。郡は、郡長（Camat）を長とし、郡及び村内において、郡の地方行政を行う組織である。郡の組織は、図8のとおりである。郡長とは、一般的には、県知事、政令市長、又は行政町長（Walikota）の下位にあり、かつこれに責任を負う地方行政区域の長である。バタム行政区においては、バタム行政区長の下位にあり、かつ、これに責任を負う。

図8 郡の組織図（標準例）



\*内務省機関とは、農村開発局及び土地局の出先機関である。

出所:Landasan dan Pedoman Kerja Administrasi Pemerintah Daerah, Kota dan Desa P.74

### (2) 職員

バタム行政区内の郡の職員を、種類の身分別に各郡の職員数を身分別に分類してまとめたのが次の表である。

表21 バタム行政区内の各郡における職員数

郡名	支援勤務職員	出向勤務職員	郡職員	計
西バタム	-	6	11	17
東バタム	-	11	13	24
プラカンパダン	-	6	7	13
計	-	23	31	54

出所: Batam Dalam Angka 1996

### (3) 財政

郡は、行政区の下部組織であるため、独自の予算は存在せず、バタム行政区内の場合は、リアウ州予算に含まれることになる。

## 第4節 村

### 1 組織

#### (1) デサとクルラハン

郡の下に位置する基礎的地方行政団体には、デサとクルラハンがある。これらは、どちらも村落行政法（法律1979年第5号）により規定されているものであるが、両者の性格はかなり違うものである。デサが、基礎的な自治体としての機能を有しているのに対し、クルラハンは単に郡の下に位置する行政区域としての機能を有する。

インドネシアの伝統的村落は、かつてさまざまな呼び方をされてきたが、村落行政法では、中央集権化された地方行政組織として、デサとクルラハンという呼び名に統合している<sup>28)</sup>。

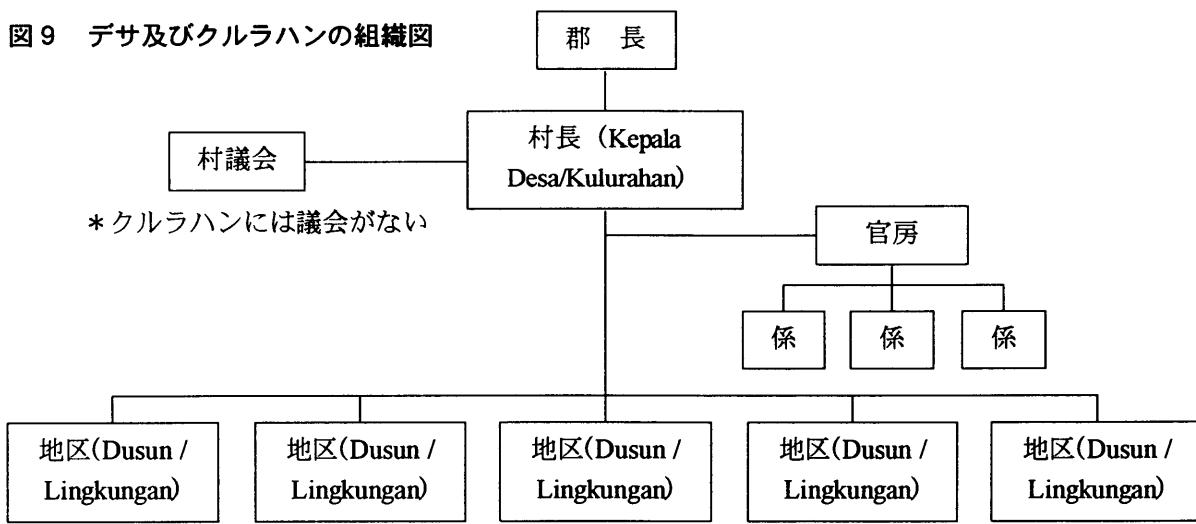
次の表は、この両者の違いを対比させたものである。

表22 デサとクルラハン

項目	デサ	クルラハン
根拠法令	村落行政法（法律1979年第5号） 内務大臣決定1981年第1号	村落行政法（法律1979年第5号） 内務大臣決定1980年第44号
位置づけ	郡の下に属する自治体	郡の下に属する地方行政区
議会	あり（LMD）	なし
独自予算	あり	なし
下部組織	ドゥスン（Dusun）	リンクンガン（Lingkungan）
特徴	農村部に多く存在	都市部に多く存在

\* LMD:Lembaga Musyawarah Desa

図9 デサ及びクルラハンの組織図



<sup>28)</sup> デサは、サンスクリットで「地方」を表す言葉を語源とし、もともとジャワ地方（ジャワ島中部～東部）、マドゥラ地方（ジャワ島北東部の島及びその周辺部）の村落を指す言葉である。一方のクルラハンは、スンダ地方（ジャワ島西部）で村落の呼称として用いられていたものであるという（布野修司「カンポンの世界 ジャワの庶民居住史」PARCO出版 1991年 P.106）

## (2) デサの構成

一般に、デサは次の3つより構成される（村落行政法第3条）。

### ① 村長

デサの村長は、村内の17歳以上の住民から、直接選挙によって選ばれる。村長は、村の自治行政を実施するとともに、中央・地方の開発、村内の和平と秩序を含む地方行政の実施し、ゴトンロヨン（相互扶助）精神の昂揚を行う。

### ② 村役場（官房（村官房長1名及び係長3～5名）及び地区（ドゥスン）の長）

### ③ 村議会（議長、議会書記及び議員9～15名）

村議會議長は、村長が務め、議会書記は村官房長が務める（村落行政法第17条）。村議会議員は村の指導者から選ばれる。

## (3) クルラハンの構成

一般に、クルラハンは次の2つより構成される（村落行政法第24条）。

### ① 村長

クルラハンの村長は、州知事の名において、県知事・政令市長により指名される。

### ② 村役場（官房（村官房長1名及び係長3～5名）及び地区（リンケンガン）の長）

官房が3係制の場合の構成は、行政係、経済・開発係、財政・総務係となり、5係制の場合は、行政係、経済・開発係、住民治安係、財政係、総務係となる。

## (4) バタム島における村

バタム行政区設立時の村落は、合計12であったが、その後人口の増加とともに新たに村落が追加され、近く35のクルラハンと9のデサ、合計の村数は44となる見込みであり、特にクルラハンの増加が注目される。表に示した3つの郡のうち、西バタム郡及び東バタム郡がバタム島（ブル島などの周囲の小島を含む）にあり、プラカンパダン郡はバタム島以外の島からなっている。プラカンパダン地区は、バタム島が開発される以前から、ある程度の人口をもつ地域であり、バタム郡の郡役場が置かれていた。ここが唯一のクルラハンであつたことからも、開発前のバタム郡の中心であったことがわかるが、開発が進むにつれ、バタム島が地域の中心となっていったことが伺える。

ちなみに、全州及び全国のデサ及びクルラハンの数は、1994年時点では、リアウ州全体では1,038及び166、インドネシア全体では58,937及び5,160となっている。

表23 バタム島における郡と村落の変遷一覧表

郡名	村名及び人口(1983)		村名及び人口(1996)	
西バタム	<b>8,497</b>		<b>65,991</b>	
	Pulau Buluh	7,260	Pulau Buluh	26,775
	Patam	1,237	Patam	9,727
			Sekupang	14,953
			Tiban	14,536
東バタム	<b>18,629</b>		<b>163,567</b>	
	Tomoyong	1,979	Tomoyong	3,573
	Ngenang	990	Ngenang	2,650
	Kabil	1,397	Kabil	7,649
	Sungai Beduk	1,204	Sei Beduk	44,076
	Nongsa	13,059	Nongsa	7,396
			Lubuk Baja Kota	11,195
			Lubuk Baja Utara	28,989
			Lubuk Baja Barat	11,226
			Lubuk Baja Selatan	17,315
			Lubuk Baja Timur	29,498
プラカンパダン	<b>15,159</b>		<b>18,400</b>	
	Pulau Terong	2,536	Pulau Terong	2,631
	pacung	1,353	Pechong	1,547
	Kasu	2,467	Kasu	2,750
	Pemping	620	Pemping	734
	<u>Belakang Padang</u>	8,183	<u>Belakang Padang</u>	10,738
計		<b>42,285</b>		<b>247,958</b>

\* 下線のある村がクルラハン、ない村がデサ

出所 : Batam Dalam Angka 1996

Potensi desa kodya Pekanbaru dan Batam 1983

## 2 財政

一般に、デサの予算は、毎年、村議会の同意を得て村長が決定することになっている。

バタム行政区内のデサの財政は、次の表24のとおりである。

歳入の項目の中で、独自収入とは、デサの経費負担に必要な資金を集めるために行われる、村行政の一部から得られる収入である。村有地、村有林、村の事業からの所得などからなる。歳入のうち独自収入が占める割合は約65%であり、バタム行政区を含むリアウ州の平均値約46%、全インドネシアの平均値約60%のいずれをも上回る数値となっている。

表24 バタム行政区内のデサの財政（1995年度）

【歳入】 項目	(単位: クルピア) 全 体	【歳出】 項目	(単位: クルピア) 全 体
前年度余剰金	13,000	一般歳出	303,672
独自収入	343,549	人件費	126,550
中央政府補助	161,125	物件費	31,038
第1レベル自治体補助	4,020	修繕・管理費	17,445
第2レベル自治体補助	3,900	旅費	11,888
その他	-	その他の支出	106,682
歳入計	525,594	緊急支出	10,070
		開発歳出	221,922
		インフラ	83,140
		生産施設	4,250
		交通施設	13,000
		市場施設	37,382
		社会施設	70,550
		その他の施設	13,600
		歳出計	525,594

出所 : Biro Pusat Statistik "Statistik  
Keuangan Desa 1995/1996"

### 3 デサからクルラハンへ

バタム島では、都市化が進展するに従い、これまでデサとされていた地域の多くが、村を分割されるとともにクルラハンへと組織を変更されることとなった。

デサとクルラハンの設置について、村落行政法では次のように規定されている。まず、デサの設置については、第2条において、「デサは、面積、人口等の条件に留意して設立される」と規定されている。一方、クルラハンの設置については、第22条において、「首都、州都、政令市、行政庁及び内務省によって定められるその他の都市は、クルラハンを設置することができる」とされ、同法解説第22条において、「その他の都市とは、都市生活の特徴が認められる地域である」と規定されている。すなわち、村落行政において基本となる組織はデサで、都市化された地域にはクルラハンを設置されることが定められている。

バタム島においても、開発の進展に従いデサからクルラハンへという組織の移行が行われることになるが、これは、村落行政に限って言えば、都市化するに従い自治権を縮小させるということを意味する。この考え方は、我が国で一般的に考えられている、人口の多い都市部には、それだけ多くの権限を委譲する、という考え方の、逆の考え方であるとも思われるものである。

村落行政の実施については、農村部では、住民相互の話し合い (Permusyawaratan / Permufakatan) により村の自治を行うことができるが、都市化とともに新規人口が流入してくると、もはや伝統的方法では自治が機能しなくなる。従って、不要になったこれらの機能は削除し、中央政府による地方統治機能は存続させていくという方針であると考えられる。

## 第6節 開発庁と行政区の関係

### 1 開発庁と行政区の関係

バタム島の地方行政組織として、バタム行政区が1983年に創設された。しかし、既にこの地域には開発を行う政府機関として開発庁が存在しており、地方行政組織も広い範囲を対象としているため、両者の業務の範囲を明確にする必要があった。このことは、バタム行政区創設法の17条に、「この政令で規定する、バタム島産業地域開発の遂行における行政の実施関係に関する問題については、大統領令でこれを定める」と規定されており、1984年には、バタム行政区とバタム島産業地域の業務関係に係る大統領令1984年第7号が出された。

この政令においては、開発庁がバタム島産業地域での開発に責任を持つ（第1条）一方、バタム行政区は住民の生活の向上とバタム島産業地域開発の援助と支援について調整を行う（第2条）とされ、開発については開発庁が主導権を有することが定められている。

また、第4条においては、具体的な協働関係として、つぎの6項目があげられている。

1. バタム島産業地域の開発基本計画は、バタム島産業地域開発庁の長官の提案により大統領が定める。
2. バタム島産業地域の開発は、基本計画に基づき、バタム島産業地域開発庁により実施される。
3. 企業及び開発に対する許可と推薦は、法令によりバタム島産業地域開発庁に与えられたものを除き、関係する機関により行われる。
4. バタム島産業地域開発庁は職務に関する分野において、地方及び国の収入源確保の推進を援助する
5. バタム行政区とその他の行政機関は、開発に関連する許認可を迅速に与えることによりバタム島産業地域の開発のための行政という目的達成の実現を助ける。
6. バタム行政区長とバタム島産業地域開発庁は他の行政機関とともに相互の事業の同調を達成させるために定期的に調整会議を行い、バタム島産業地域の開発に必要とされる手段、組織、施設等の設置に関するかぎり、この調整はバタム島産業地域開発庁により実施される。

なお、実際には、前項で見たように、開発に関するることは開発庁に権限が与えられており、また、第2節に記した通り、開発庁は大統領直属であり、行政区設立の経緯からしても、バタム島産業地域においては、いわば主役とも言える位置づけにある。具体的には明らかにされていないものの、開発庁の予算規模はバタム行政区のそれと比較すると大きく、島内の道路、水道等のインフラの整備も、大規模なものはすべて開発庁の指揮下にあるようである。

### 2 バタム行政区設置の意義

これまでの説明から、バタム行政区は、県/政令市と同格に位置づけられているものの、自治地域でないなど、機能の一部を制限された行政組織との見方もできる。バタム島の開発に当たり、どうしてこのような制度を採用したのであろうか。

バタム行政区設立の経緯から見ると、バタム行政区とは、開発庁の管轄外にある行政サービスをより強力に行う行政組織として、それまでの郡を格上げしたものということができる。例

えば、警察機構にしても、郡レベルと県/政令市レベルでは設置される警察署の格が違うので、いっそう充実した行政サービスが受けられるようになるということは考えられる。確かに、バタム行政区自身による説明によても、これまでリアウ諸島県に含まれていたバタム島を独立させることにより、住民及び開発サービスを向上させ、域内の商業、工業、運輸、観光を活性化させようというねらいがある、とされている<sup>29)</sup>。

一方で、既に開発庁という強力な開発実施組織があったため、行政区の予算は歳出規模、分野においてそれほど大きなものとはならず、また、公共事業、観光といった自治地域に分権化されている事務についても、開発庁の主導により行うことになり、行政区の役割はおのずと制限されてしまう。このため、議会も、業務局も持たない行政区が設置されたものと考えられる。

従って、バタム島における開発と地方行政制度については、バタム行政区と開発庁の両者を一つのシステムとして考える必要があり、このシステムは、現在までの開発を支えてきたという点で、良く機能してきたと評価することができる。

---

<sup>29)</sup> Kantor Statistik Kotamadya Batam "Batam Dalam Angka 1996" BPS P.15

## 第4章 開発の課題

### 1 開発の成功と増加する人口

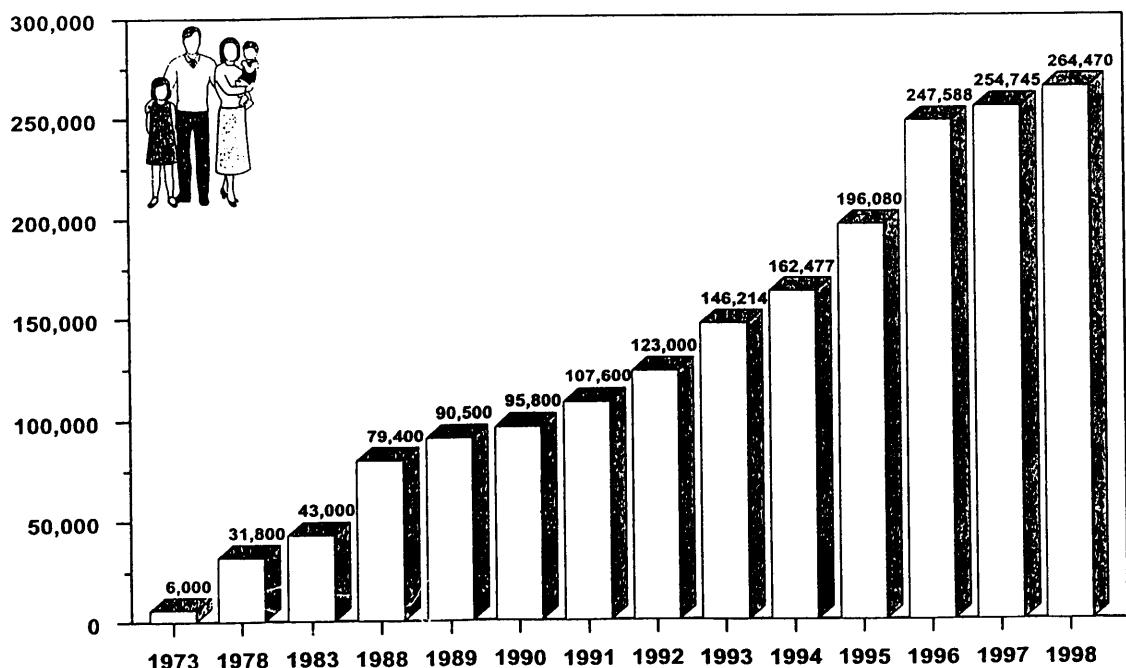
これまで見てきたとおり、バタム島の開発は、インドネシアの辺境の島に一大産業地域を形成し、経済的な成功を収めることができた。しかしながら、開発の進展とともに、課題も明らかになっている。

問題の根幹は、短期間に人口が集中したことにある。バタム島では、1990年以降、人口が加速度的に増加した。このため、1996年からバタム行政区では、就業者や一定の資産を持っている者でないと住民登録を受け付けないという制限を行った。この効果により、特に1990年以降急激に増え続けた人口は、バタム行政区の発表では増加のペースに落ち着きを見せている（図10）。しかしながら、実際の人口の流入を止めることはできず、逆に住民登録を行っていない人口が増加するという、いっそうゆがんだ状況を生み出してしまった。1998年時点の登録上の人口は26万人だが、現実の住民数は、開発庁の推測では45万人にも達するとされている<sup>30)</sup>。

バタム島は、農作物の育成が困難な土壌であり、他の土地に比べて生活費が高く、技能がない失業者は、他の地域よりも生活が困難である、と言われている。このため、開発庁では、職を失った者はこの島から退去するよう希望している。島内の工場においても、こうした状況を考慮し、雇用者を解職したときには、故郷への帰郷費用として、旅費相当金額を渡すことが慣例になっていると言われている。

図10 バタム島における人口の増加状況<sup>31)</sup>

単位：人



出所：バタム島産業地域開発庁"BARELANG"1998年10月

<sup>30)</sup> Sijori Pos 1999年2月4日

<sup>31)</sup> 4頁の脚注(2)を参照

#### (参考) インドネシア行政区における住民登録

インドネシアでは、日本の住民登録に相当する制度として、住民登録と家族登録がある。ジャカルタ特別特定州を例にとると、住民はそれぞれの身分に応じて次のような登録を行うことが必要とされている。住民登録証(KTP)は、常時携帯を義務づけられており、就職、ホテルでの宿泊等の際に提示が要求される。

#### ジャカルタにおける住民登録

区分	名称	概要	備考
家族登録	家族登録証(KK)	すべての家族が所有	クルラハン事務所、隣組（Rukun Tetangga）の長、家長が1枚づつ保有
住民登録	住民登録証(KTP)	成人（17歳以上又は既婚者のジャカルタ居住者）が所有	クルラハン事務所で登録を行う 有効期限3年/1年
	季節住民登録証	ジャカルタの外から来て、一時的に職探し・商売等のため滞在するもの	郡事務所を通じて交付される

出所：ジャカルタ都庁ホームページ

## 2 住宅問題

人口の急増は、特に住宅問題という形となって表面化している。バタム島を車で移動していると、道路脇の木陰に隠すようにして建てられた、今にも崩れそうな簡素な住宅が建っている光景に出くわす。所によっては、こうした建物が密集して建てられ、一つの集落を形成しているところもある。これらの家は、住宅を持たない人々が勝手に建てて住み着いている家である。バタム島の土地は、すべて開発庁の管理下にあるので、これらの家は違法建築（Rumah Liar）と呼ばれ、現在バタム島で最大の社会問題とされている。

その戸数は正確には把握されていないが、地元紙は、「開発庁の職員は『2万戸あると言わされた違法建築のうち1万戸の移住を行った』と語っているが、実数は2万5千戸に増えている」と報道している。<sup>32)</sup>

開発庁は当初、住民のための住宅建設は直接には行わないとの方針であった。道路等の「公共収容」の対象となる者等に対して、3,000戸の住宅が建設されたのを別として、開発業者が低家賃住宅を作る際には、土地の賃貸価格を特別に安くする、という程度の対応であった。

しかし、違法住宅がますます増える現状から、低所得者用の家を建設する計画を明らかにする<sup>33)</sup>など、住宅問題対策を今後の重点施策目標としている。

<sup>32)</sup> Riau Pos1998年10月27日

<sup>33)</sup> 広さは21m<sup>2</sup>で、内装の仕上げ等は施されていないものの、30年間の賃借料が700万ルピアと低価格である。事業の実施は、住宅取得のためのローンを取り扱っている貯蓄銀行(Bank Tabungan Negara)の協力により行われている。また、土地のみを提供し、その上に自力で住宅を建設させるというプログラムも用意した。見た目は違法建築と変わらない程度のものでも、とりあえずは違法状態を解消させたいとのねらいである。この場合、30年間の賃借で、6,000ルピア/m<sup>2</sup>である。

### 3 期待される社会問題への取り組み

バタム島では、人口の集中と都市化により、住宅問題のほかにも、麻薬、売春等の犯罪や、都市の混雑による混乱など、開発に伴い、いくつか課題が出てきている。開発庁でも、これらの社会問題が、現在投資の妨げとなっている最大の要因ととらえている。このため、開発庁とバタム行政区は、産業の開発だけでなく、こうした社会問題にも対応しなければならない段階に入っているといえよう。

折しも、インドネシアでは、スハルト大統領の退陣以降、「改革」の名のもとに、行政は大企業グループによる開発を行うだけでなく、庶民の要求にも答えるべきだ主張する社会的流れが起こっている。開発庁では、こうした状況を配慮し、1998年7月からの新体制を、「社会開発により重点を置いたインフラ整備及び資本投資継続期」と位置づけた。今後、産業の開発を拡大していくためにも、社会的な開発に取り組む必要性が高まっている。

## おわりに

おわりに、本稿で取り上げたバタム島の開発について要約し、結びとしたい。

### 1 開発の進展

- ・1970年代に、当時人口6000人であったバタム島が、産業地域として開発され、現在では50万人近くの人が住む産業地域となった。
- ・開発は、現大統領のB.J.ハビビ氏の肝いりで行われ、特にシンガポールとの協力関係が実を結んだ1980年代後半から急速に進展した。
- ・バタム島産業地域開発庁という大統領直属の機関で開発が行われ、バタム行政区という、開発の支援を目的とした特殊な地方行政組織も組織されるなど、国主導で行われてきた。

### 2 開発の評価

- ・これまで多額の外国からの投資を獲得し、大規模な産業地域を形成した。
- ・シンガポールに近い気軽な観光地としての観光開発は成功し、外国からの観光客は順調に増加している
- ・バタム島は人口が増え続け、労働者にとって魅力的な地域であり続けている。
- ・バタム島の成功により、南のルンパン島やガラン島へと産業地域が拡張され、ピンタン島への拡張も検討されている。
- ・1998年のインドネシアにおける暴動、経済危機後も投資が続き、98年10月の日本企業19社からなる代表者視察団も、投資先としてのバタム島の魅力は失われていないと報告している。

### 3 課題

- ・地域が発展すると同時に、人口も流入し、住宅問題、犯罪、都市の混乱等さまざまな問題を引き起こした。
- ・開発は、バタム行政区やリアウ州にそれなりの収入増をもたらしたが、まだ開発の利益が十分地域に還元されているとはいえず、地方の財政は依然厳しい。

### 4 今後

- ・開発庁は、社会的インフラの整備にも取り組むこととなった。バタム行政区についても、国において地方行政制度の改正が検討されていることもあり、地域の拡張や政令市への昇格も考えられる。バタム島は新しい発展段階に入っていくものと考えられる。

## 参考文献

1. Badan Perencanaan Pembangunan Kotamadya Batam dan Hubungan Masyarakat Sekretariat Kotamadya Batam "Kotamadya Batam"
2. Biro Pusat Statistik "Statistik Keuangan Desa 1995/1996"
3. Badan Pusat Statistik "Statistik Indonesia 1997"
4. Drs. Soewarno Handajaningrat dan R. Hindratmo "Landasan dan Pedoman Kerja Adminisrasi Pemerintah Daerah, Kota dan Desa" Penerbit PT Toko Gunung Agung, 1995
5. Drs. Tjahya Supriatna, MS. "Sistem Administrasi Pemerintahan Di Daerah" Bumi Aksara, 1992
6. Kantor Statistik Kotamadya Batam "Batam Dalam Angka 1996"
7. Kantor Statistik Propinsi Riau "Riau Dalam Angka 1995"
8. Lembaga Teknologi Faculty of Engineering University of Indonesia "Final Report Batam Island Master Plan Evaluation 1991"
9. P.T. Mitra Info "Direktori Pemerintahan RI", 1998
10. John M. Echols, Hassan Shadily "Kamus Indonesia Inggris" Gramedia Jakarta, 1997
11. Otoria Pengembangan Daerah Indusutri Pulau Batam "BARELANG" 1998.3
12. Otoria Pengembangan Daerah Indusutri Pulau Batam "BARELANG" 1998.10
13. Periplus Travel Maps "Batam" Periplus (Singapore) Pte. Ltd.
14. Richard I Mann "BATAM : Step by step guide for investors" 1990
15. Sussongko Suhardjo "Indonesia : A Country Study on Local Governments Laws and Regulations"
16. アジア経済研究所（萩原宜之、村嶋英治編）「ASEAN諸国の政治体制」
17. アジア経済研究所「アジアの経済圏シリーズVI『動きだすASEAN経済圏2008年への展望』 1994年
18. アジア経済研究所「国別通商政策研究事業報告書インドネシア」1998年
19. 石井米雄慣習「インドネシアの辞典」同朋舎、1991年
20. 岩崎育夫・萩原宜之編「ASEAN諸国の官僚制」アジア経済研究所1996年
21. 小黒啓一・小浜裕久「インドネシア経済入門」日本評論社、1995年
22. 嘉数啓著「国境を越えるアジア成長の三角地帯」東洋経済新報社
23. 財団法人自治体国際化協会"CLAIR REPORT No. 157 インドネシアの地方行政"1998年
24. ジャカルタ・ジャパン・クラブ「インドネシアハンドブック1995/1996年版」
25. 社団法人日本シンガポール協会『「成長の三角地帯」リアウ州、バタム島とその投資環境』1991年
26. 白石隆「新版インドネシア」NTT出版、1996年
27. 日本貿易振興会「ASEAN日系企業（製造業）実態調査報告」1995年
28. 末永晃著「インドネシア語辞典」大学書林、1995年
29. 布野修司「カンボンの世界」PARCO出版、1991年
30. 森田朗編「アジアの地方制度」東京大学出版会1998年
31. 林華生「ASEAN経済の地殻変動」同文館出版、1993年
32. 矢延洋泰「インサイト東南アジア」勁草書房

## CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 191 号	インドネシア・バタム島産業地域の開発と地方行政	2000/2/21
第 190 号	米国の州、地方団体における売上・使用税の概要	2000/1/21
第 189 号	韓国的地方組織改編について	1999/11/30
第 188 号	韓国の女性政策について	1999/10/29
第 187 号	オーストラリアの青少年政策－青少年の生活と直面する諸問題－	1999/10/29
第 186 号	韓国地方公務員制度について	1999/8/30
第 185 号	1998年米国中間選挙－米国の選挙制度－	1999/7/21
第 184 号	メガシティートロントの発足－トロント首都圏の広域合併問題－	1999/3/30
第 183 号	英国の外部監査制度と監査委員会	1999/3/26
第 182 号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第 181 号	大韓民国の1998年統一地方選挙	1999/3/10
第 180 号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第 179 号	米国地方政府における競争手法の導入－メリーランド州モンゴメリーカウンティの場合	1999/2/15
第 178 号	韓国の「新都市」について－住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第 177 号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3
第 176 号	イタリアの地方自治	1998/11/20
第 175 号	イングランドのアーツセンター	1998/10/23
第 174 号	タウンミーティング－住民自治の原型－	1998/10/23
第 173 号	ドイツ地方財政制度の概要	1998/10/7
第 172 号	米国の公的芸術・文化支援政策	1998/8/10
第 171 号	ハンガリーの地方自治	1998/7/24
第 170 号	フィリピンの地方自治	1998/7/24
第 169 号	ベトナムの地方制度	1998/7/10
第 168 号	韓国の地方予算制度について	1998/7/10
第 167 号	大韓民国の第15代大統領選挙について	1998/6/25
第 166 号	オーストラリアにおける高齢者福祉	1998/6/10
第 165 号	シンガポールの産業政策	1998/5/15
第 164 号	フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(2)	1998/5/15
第 163 号	フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(1)	1998/5/15
第 162 号	オーストラリアにおけるオンブズマン制度と情報公開法について	1998/4/15
第 161 号	自治体による国際協力への支援－欧州の現状－	1998/3/27

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい